

入札公告（説明書）

令和7年8月22日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 松坂 敏博

次のとおり条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和7年4月版）』（以下「共通入札公告」という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告4-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	上信越自動車道 高岩山トンネル補強設計
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 関東支社 支社長 松坂 敏博
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-co-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」
1-12	見積活用方式の有無	「有」
1-13	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

入札公告日		令和7年8月22日
2-1	審査基準日	本書2-3に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和7年9月8日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和7年9月8日 16時00分まで ※共通入札公告4-3-1～4-3-4に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 担当者連絡先届（様式2） (3) 技術資料（様式3）（※Microsoft Excelにより提出すること。） (4) 業務実施体制（様式4）
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和7年9月29日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当

2-8	技術提案書の特定通知日	本件競争入札においては非該当
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年9月8日 16時00分</p> <p>【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合はMicrosoft Excelにて提出。 ※書留郵便等で提出する場合は、Microsoft Excelにて作成し印刷したもの【1部】、保存した電子記録媒体（CD-R）【1部】 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス〔赤〕』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。</p> <p>【提出書類】 参考見積書（様式5-1、5-2）</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和7年9月30日から令和7年10月15日までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和7年10月27日 16時00分</p> <p>【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ</p>

2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年11月18日 16時00分 ※共通入札公告4-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する内訳明細書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。(金抜設計書様式のとおり)</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 入札書 (2) 内訳明細書(※Microsoft Excelにより提出すること。なお、内訳明細書の単位表記は、「l」の場合は「L」、「m^2」の場合は「m²」、「m^3」の場合は「m³」と記載し、提出すること。)</p>
2-14	開札日時	令和7年11月19日 13時30分
2-15	開札場所	本書1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和7年11月4日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面(別紙質問書様式)を電子メール又は書留郵便等により提出(書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。) ※質問書面(別紙質問書様式)を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日(休日を除く)に提出したものとする。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内(休日を除く。)
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本件競争入札においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

調査等名		上信越自動車道 高岩山トンネル補強設計			
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式			
	落札者の決定方法	総合評価落札方式			
	見積活用方式の対象	有			
	評価値の算出方法	加算方式			
	入札ボンド	対象外			
	履行ボンド	対象			
	審査時期	事前審査			
競争参加要件	下記に示す業種区分の「令和 7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。				
	業種区分		トンネル設計		
	企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成22年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受ける企業(以下、「元請」という)として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。		
		同種業務	業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。		
	同種業務	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3
		トンネル	トンネル	基本(予備・概略)設計	
		トンネル	トンネル	実施(詳細)設計	
		トンネル	トンネル	施工計画	
		トンネル	トンネル	維持管理	
	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。			
		審査基準日において、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。 業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。			
	技術者資格	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3
		トンネル	トンネル	基本(予備・概略)設計	
	予定管理技術者に求める事項	トンネル	トンネル	実施(詳細)設計	
		トンネル	トンネル	施工計画	
		トンネル	トンネル	維持管理	
		審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。			
		1 技術士	総合技術監理部門	建設－トンネル	
		2 技術士	建設部門	トンネル	
		3 上記2と同等の能力と経験を有する者※1			
		4 国土交通省登録技術者資格	トンネル	計画・調査・設計	
		5 RCCM	トンネル		
		6 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート	
		7 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	鋼・コンクリート	
		8 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	鋼・コンクリート	
		9 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	鋼・コンクリート	
		10 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	トンネル・地下	
		11 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	鋼・コンクリート	
		12 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	トンネル・地下	
	※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。				
	※2 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。				
	手持ち業務量	手持ち業務量が、以下の①に該当しないこと。			
		①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上。なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の件数を5件以上とする。			
	業務実施体制		業務実施体制が、以下の①及び②のいずれにも該当しないこと。		
	①再委任の内容が「主たる部分」若しくは「秘密情報及び個人情報」の処理に係る場合。		②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。		
競争参加資格未資格者	施工管理(調査等)業務の受注者	業務名) 長野工事事務所 トンネル改良工事区施工管理業務		受注者名) (株)アジア共同設計コンサルタント	
		業務名) -		受注者名) -	
	その他	-			

技術者資格に関する契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

配置基準		契約締結日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。		
契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件:調達手続き中の配置は不要)	技術者の配置	必要		
	予定照査 技術者に 求める事 項	審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。		
技術者資格	1	技術士	総合技術監理部門	建設－トンネル
	2	技術士	建設部門	トンネル
	3	上記2と同等の能力と経験を有する者	※1	
	4	国土交通省登録技術者資格	トンネル	計画・調査・設計
	5	RCCM	トンネル	
	6	土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート
	7	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	鋼・コンクリート
	8	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	鋼・コンクリート
	9	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	鋼・コンクリート
	10	土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	トンネル・地下
	11	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	鋼・コンクリート
	12	土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	トンネル・地下
※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。				
※ 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。				

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため競争参加者に提出を求める競争参加資格確認申請書の作成、技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

総合評価落札方式		技術評価点(満点) ^(注1)		100点	
評価項目		評価基準			
競争参加者の経験及び能力	実績等	競争参加者の同種業務実績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。	評価基準	評価点 配点
				評価点= 配点 (20点) × 係数 a	
				係数 a の設定は下記のとおり	
				同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合
				0.50	0.25
				0.50	0.25
				0.00	0.12
				上記に該当しない	0.00
					0~20点 20点
競争参加者の経験及び能力	実績等	競争参加者のワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。	評価基準	評価点 配点
				審査基準日において、次の制度認定の取得状況について評価する。	
				①左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している	5点
				②左記の1)から3)のいずれも認定を取得していない	0点
競争参加者の経験及び能力	成績・表彰等	競争参加者の同種業務の成績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。	評価基準	評価点 配点
				評価点= 配点 (20点) × 係数 a × (同種業務実績の業務評定点-70) (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)	
				係数 a の設定は下記のとおり	
				同種業務の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合
				0.50	0.25
				0.50	0.25
				0.00	0.12
				上記に該当しない	0.00
					0~20点 20点
◇留意事項					
1. 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。					
2. 業務評定点が70点以下、又は業務評定点が確認できない場合は、業務評定点を70点とする。					

	競争参加者 の経験及び 能力	成績・表彰等	競争参加者 の同一業種 区分における 表彰実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th rowspan="2">評価点</th> <th rowspan="2">配点</th> </tr> <tr> <th>評価点= 配点 (5点) × 係数 a</th><th>表彰日が令和5年4月1日 以降である場合</th><th>表彰日が令和3年4月1日 から令和5年3月31日まで の間の場合</th><th>表彰日が平成28年4月1日 から令和3年3月31日まで の間の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は優秀業務の実績</td><td><u>1.00</u></td><td><u>0.50</u></td><td><u>0.25</u></td><td rowspan="2">0~5点</td><td rowspan="2">5点</td></tr> <tr> <td>同一業種区分においてNEXCO東日本の優良業務の実績</td><td><u>0.50</u></td><td><u>0.25</u></td><td><u>0.12</u></td></tr> <tr> <td>上記に該当しない</td><td colspan="3" rowspan="2"><u>0.00</u></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点 (5点) × 係数 a	表彰日が令和5年4月1日 以降である場合	表彰日が令和3年4月1日 から令和5年3月31日まで の間の場合	表彰日が平成28年4月1日 から令和3年3月31日まで の間の場合	同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は優秀業務の実績	<u>1.00</u>	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	0~5点	5点	同一業種区分においてNEXCO東日本の優良業務の実績	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	<u>0.12</u>	上記に該当しない	<u>0.00</u>																								
評価基準				評価点	配点																																															
評価点= 配点 (5点) × 係数 a	表彰日が令和5年4月1日 以降である場合	表彰日が令和3年4月1日 から令和5年3月31日まで の間の場合	表彰日が平成28年4月1日 から令和3年3月31日まで の間の場合																																																	
同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は優秀業務の実績	<u>1.00</u>	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	0~5点	5点																																															
同一業種区分においてNEXCO東日本の優良業務の実績	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	<u>0.12</u>																																																	
上記に該当しない	<u>0.00</u>																																																			
<p>◇留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. NEXCO東日本からの表彰を受けた優秀業務等で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 なお、「優秀業務」および「優良業務」とは、それぞれ各支社が規定する優秀工事等表彰における表彰区分をいう。 2. 平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち、「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関連調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関連調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 3. なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。 																																																				
	配置予定管 理技術者の 経験及び能 力	資格・実績等	配置予定管 理技術者の 技術者資格	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td><td colspan="3"> ①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の1~3に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の4~12に該当する ③上記に該当しない </td><td>20点</td><td rowspan="2">20点</td></tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td><td colspan="3"></td><td>10点</td></tr> <tr> <td></td><td colspan="3"></td><td>不適</td><td></td></tr> </tbody> </table>			評価基準				評価点	配点	技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の1~3に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の4~12に該当する ③上記に該当しない			20点	20点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。				10点					不適																								
評価基準				評価点	配点																																															
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の1~3に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の4~12に該当する ③上記に該当しない			20点	20点																																															
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。				10点																																																
				不適																																																
	配置予定管 理技術者の 経験及び能 力	資格・実績等	配置予定管 理技術者の 同種業務絏 験	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <th>評価点= 配点 (20点) × 係数 a</th><th>同種業務の受渡しが令和 4年4月1日以降である場 合</th><th>同種業務の受渡しが令和 2年4月1日から令和4年3 月31日までの間の場合</th><th>同種業務の受渡しが平成 27年4月1日から令和2年3 月31日までの間の場合</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、 NEXCO中日本又はNEXCO西日本の 発注業務</td><td><u>1.00</u></td><td><u>0.50</u></td><td><u>0.25</u></td><td rowspan="2">0~20 点</td><td rowspan="2">20点</td></tr> <tr> <td>同種業務実績が国土交通省、首 都高速道路株式会社、本州四国 連絡高速道路株式会社又は阪神 高速道路株式会社の発注業務</td><td><u>0.50</u></td><td><u>0.25</u></td><td><u>0.12</u></td></tr> <tr> <td>上記に該当しない</td><td colspan="3"><u>0.00</u></td><td>0点</td><td></td></tr> </tbody> </table>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点 (20点) × 係数 a	同種業務の受渡しが令和 4年4月1日以降である場 合	同種業務の受渡しが令和 2年4月1日から令和4年3 月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成 27年4月1日から令和2年3 月31日までの間の場合			同種業務実績がNEXCO東日本、 NEXCO中日本又はNEXCO西日本の 発注業務	<u>1.00</u>	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	0~20 点	20点	同種業務実績が国土交通省、首 都高速道路株式会社、本州四国 連絡高速道路株式会社又は阪神 高速道路株式会社の発注業務	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	<u>0.12</u>	上記に該当しない	<u>0.00</u>			0点																			
評価基準				評価点	配点																																															
評価点= 配点 (20点) × 係数 a	同種業務の受渡しが令和 4年4月1日以降である場 合	同種業務の受渡しが令和 2年4月1日から令和4年3 月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成 27年4月1日から令和2年3 月31日までの間の場合																																																	
同種業務実績がNEXCO東日本、 NEXCO中日本又はNEXCO西日本の 発注業務	<u>1.00</u>	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	0~20 点	20点																																															
同種業務実績が国土交通省、首 都高速道路株式会社、本州四国 連絡高速道路株式会社又は阪神 高速道路株式会社の発注業務	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	<u>0.12</u>																																																	
上記に該当しない	<u>0.00</u>			0点																																																
	配置予定管 理技術者の 経験及び能 力	成績等	配置予定管 理技術者の 同種業務の 成績	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> <tr> <th>評価点= 配点 (10点) × 係数 a × (同種業務実績の技術者評定点-70)</th><th>20</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</td><td colspan="3"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>係数 aの設定は下記のとおり</td><td colspan="3"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>同種業務の受渡しが令和 4年4月1日以降である場 合</td><td>同種業務の受渡しが令和 2年4月1日から令和4年3 月31日までの間の場合</td><td>同種業務の受渡しが平成 27年4月1日から令和2年3 月31日までの間の場合</td><td></td><td rowspan="2">0~10 点</td><td rowspan="2">10点</td></tr> <tr> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、 NEXCO中日本又はNEXCO西日本の 発注業務</td><td><u>1.00</u></td><td><u>0.50</u></td><td><u>0.25</u></td></tr> <tr> <td>同種業務実績が国土交通省の發 注業務</td><td><u>0.50</u></td><td><u>0.25</u></td><td><u>0.12</u></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>上記に該当しない</td><td colspan="3" rowspan="2"><u>0.00</u></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			評価基準				評価点	配点	評価点= 配点 (10点) × 係数 a × (同種業務実績の技術者評定点-70)	20					(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)						係数 aの設定は下記のとおり						同種業務の受渡しが令和 4年4月1日以降である場 合	同種業務の受渡しが令和 2年4月1日から令和4年3 月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成 27年4月1日から令和2年3 月31日までの間の場合		0~10 点	10点	同種業務実績がNEXCO東日本、 NEXCO中日本又はNEXCO西日本の 発注業務	<u>1.00</u>	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	同種業務実績が国土交通省の發 注業務	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	<u>0.12</u>			上記に該当しない	<u>0.00</u>				
評価基準				評価点	配点																																															
評価点= 配点 (10点) × 係数 a × (同種業務実績の技術者評定点-70)	20																																																			
(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)																																																				
係数 aの設定は下記のとおり																																																				
同種業務の受渡しが令和 4年4月1日以降である場 合	同種業務の受渡しが令和 2年4月1日から令和4年3 月31日までの間の場合	同種業務の受渡しが平成 27年4月1日から令和2年3 月31日までの間の場合		0~10 点	10点																																															
同種業務実績がNEXCO東日本、 NEXCO中日本又はNEXCO西日本の 発注業務	<u>1.00</u>	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>																																																	
同種業務実績が国土交通省の發 注業務	<u>0.50</u>	<u>0.25</u>	<u>0.12</u>																																																	
上記に該当しない	<u>0.00</u>																																																			
<p>◇留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術者評定点が90点以上の場合、技術者評定点を90点とする。 2. 技術者評定点が70点以下、又は同種業務実績の従事役職及び従事役職での技術者評定が確認できない場合は、技術者評定点を70点とする。 																																																				

(注1)技術評価点は、上記技術評価項目及び評価基準に基づく配点(満点100点)を技術評価点の配点(満点60点)に換算するときに算定された小数点4位以下を切捨てた値とする。